

〔 年分 〕

②添付対象外国関係会社に係る株式等の保有割合等に関する明細書（付表1）

氏名 \_\_\_\_\_

外国関係会社の名称		1	事業年度				2	：	：
居住者等 株主等 の 株式等 保有割合等	氏名又は名称	住所又は本店所在地	株式等保有割合		議決権保有割合		請求権保有割合		実質支配関係 有・無
	3	4	直接	間接	直接	間接	直接	間接	
	5	6	7	8	9	10	11		
居住者等 株主等 の 株式等 保有割合等	本人	/	%	%	%	%	%	%	有・無
	同族株主グループ (本人を除く。)								
	その他								
	合		計	%	%	%	%	%	
同族株主 グループ の 株式等 保有割合等	氏名又は名称	住所又は本店所在地	株式等保有割合		議決権保有割合		請求権保有割合		実質支配関係 有・無
	12	13	14	15	16	17			
	本人	/	%	%	%	%	%	有・無	
その他									
合	計								

（外国関係会社の平成三十年四月一日以後開始事業年度分）

## 添付対象外国関係会社に係る株式等の保有割合等に関する明細書（付表1）

- 1 この明細書は、居住者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第40条の4第11項（居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「直接5」の各欄は、措法第40条の4第2項第1号に規定する外国関係会社（以下「外国関係会社」といいます。）の同号イに規定する居住者等株主等（以下「居住者等株主等」といいます。）のその外国関係会社に係る同項第1号イ(1)に規定する直接保有株式等保有割合を記載し、「間接6」は、その外国関係会社の居住者等株主等のその外国関係会社に係る同号イ(1)に規定する間接保有株式等保有割合を記載します。この場合において、これらの割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 3 「直接7」の各欄は、外国関係会社の居住者等株主等のその外国関係会社に係る措法第40条の4第2項第1号イ(2)に規定する直接保有議決権保有割合を記載し、「間接8」は、その外国関係会社の居住者等株主等のその外国関係会社に係る同号イ(2)に規定する間接保有議決権保有割合を記載します。この場合において、これらの割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。ただし、同号イ(1)又は(3)に掲げる割合が100分の50を超える場合には、その記載及び添付を要しません。
- 4 「直接9」の各欄は、外国関係会社の居住者等株主等のその外国関係会社に係る措法第40条の4第2項第1号イ(3)に規定する直接保有請求権保有割合を記載し、「間接10」は、その外国関係会社の居住者等株主等のその外国関係会社に係る同号イ(3)に規定する間接保有請求権保有割合を記載します。この場合において、これらの割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。ただし、同号イ(1)又は(2)に掲げる割合が100分の50を超える場合には、その記載及び添付を要しません。
- 5 「14」から「16」までの各欄は、措法第40条の4第1項第4号に規定する同族株主グループに属する者の外国関係会社に係る同項第1号イからハまでに掲げる割合を記載します。この場合において、これらの割合の計算に関する明細を記載した書類及び租税特別措置法施行規則（以下「措法規則」といいます。）第18条の20第36項第7号（居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例）に掲げる書類を添付します。
- 6 上記2ないし5のほか、措法規則第18条の20第36項第6号に掲げる書類を添付します。
- 7 居住者が措法第40条の7第11項（特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人の課税対象金額等の総収入金額算入）の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。